

第3号議案

特定生産緑地の指定案について

第3号議案 特定生産緑地の指定案について

1. 特定生産緑地の指定状況

平成29年の生産緑地法改正により特定生産緑地制度が創設され、生産緑地地区に指定されてから30年を経過する地区については、申し出により、さらに10年間の延長が可能になりました。

特定生産緑地に指定する時は、生産緑地法第10条の2第3項に基づき、都市計画審議会の意見を聴くこととされています。

特定生産緑地指定後は、同条第4項に基づき公示します。

公示の状況

指定年月日	地区	面積 (㎡)
平成31年2月8日	17 (21.0%)	18,012.59 (15.1%)
令和元年6月21日	11 (13.6%)	21,208 (17.8%)
令和元年12月5日	6 (7.4%)	6,321 (5.3%)
令和2年4月17日	10 (12.3%)	8,862 (7.4%)
令和2年8月20日	1 (1.2%)	625 (0.5%)
令和3年5月10日	7 (8.6%)	7,296 (6.1%)
合計	48 (59.2%)	62,324.59 (52.2%)

() 内は全体に占める割合

2. 指定案の概要

指定時期 (予定)	地区	面積 (㎡)
令和3年10月中旬	1 (1.2%)	509 (0.4%)

3. 指定案一覧 (R3.6.21 申出受付分)

生産緑地番号	地名地番	地目	面積 (㎡)	受付日	資料番号
88	筒井町885	田	509	R3.6.21	1-1・1-2
1地区 (1筆)		-	509	-	-

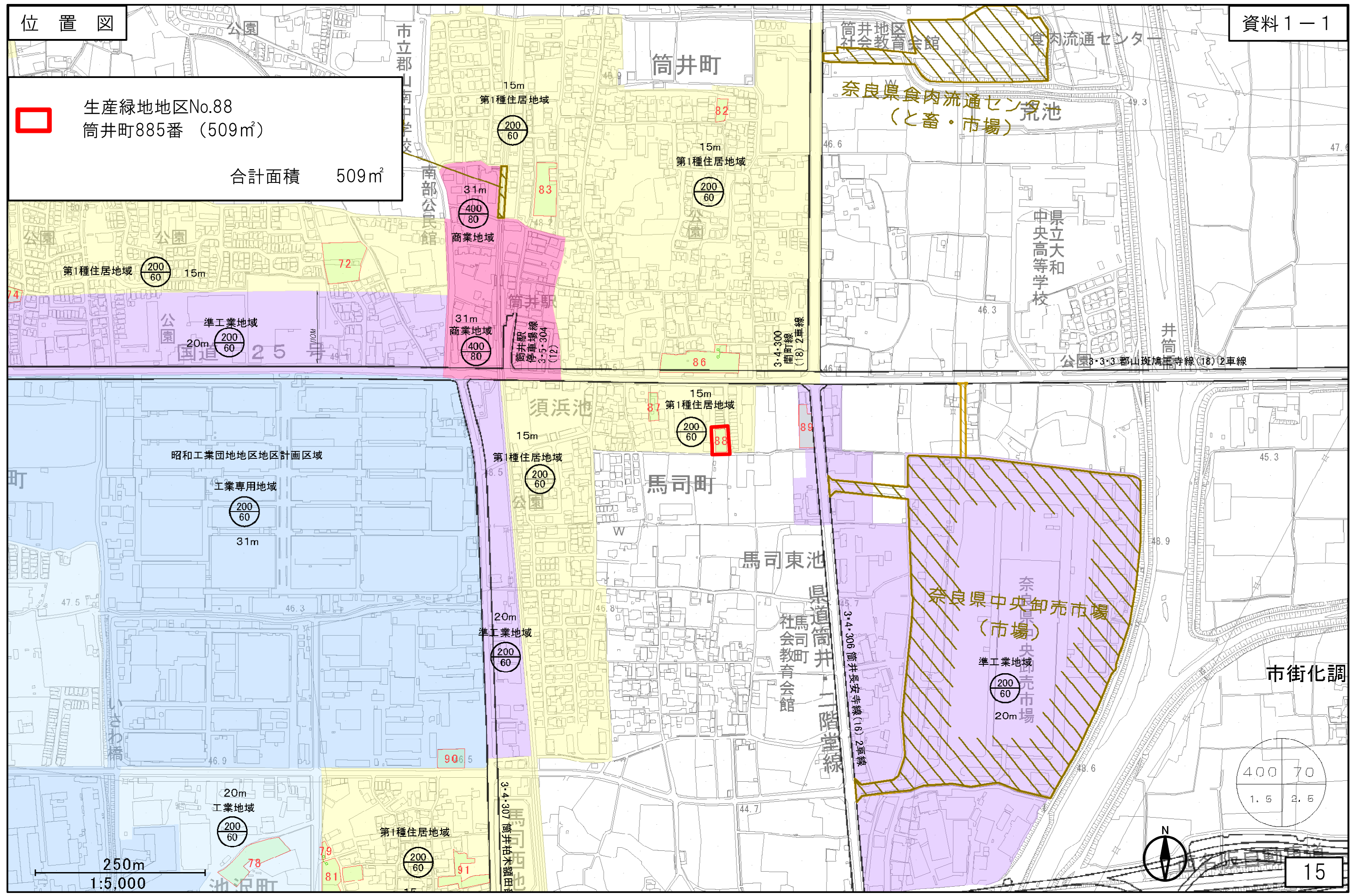
4. 制度周知の経緯と今後の予定

平成30年4月1日	市ホームページへ特定生産緑地制度の内容について掲載
平成30年5月1日	市広報紙「つながり」へ特定生産緑地制度の創設について掲載
平成30年7月1日	生産緑地所有者全員へ周知文書・申出書一式を発送 (※共有名義の場合は代表者)
平成30年8月7日	生産緑地所有者へ意向調査 (※特定生産緑地申出の意向・生産緑地区域の規模)
平成30年10月1日	特定生産緑地の申出について受付開始
令和元年10月18日	特定生産緑地の申出意向・申出期限の案内文発送
令和元年11月15日	特定生産緑地の申出期限について市広報紙「つながり」へ掲載
令和2年6月・7月	意向調査 (平成30年8月・令和元年10月実施) 未回答者宅を訪問
令和3年9月28日	都市計画審議会に諮る
令和3年10月中旬	特定生産緑地指定の公示
令和4年1月～3月	特定生産緑地制度の再周知
令和4年4月28日	特定生産緑地の申出期限
令和4年9月～10月	都市計画審議会に諮る (最終回) 特定生産緑地指定の公示 (最終回)
令和4年12月	特定生産緑地の申出をしなかった所有者に対し、買取申出の説明文書を発送
令和4年12月25日	特定生産緑地指定申出基準日
令和5年1月4日	買取申出の受付開始 (指定後30年経過した生産緑地)

5. 特定生産緑地指定申出の意向について (令和3年9月28日現在)

	名義数	地区数	筆数	面積 (ha)
指定済み	48	48	117	6.23 (52.2%)
申出あり	4	4	9	0.47 (3.9%)
意向有り	14	12	27	1.32 (11.0%)
意向なし	9	7	14	1.10 (9.2%)
検討中	21	22	59	2.83 (23.7%)

 生産緑地地区No.88
筒井町885番 (509㎡)
合計面積 509㎡



250m
1:5,000





生産緑地地区No.88
筒井町885番（509㎡）

合計面積 509㎡



奈良県中央卸売市場
（市場）